

一般社団法人北九州市立大学同窓会 個人情報保護規程の運用に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人北九州市立大学同窓会個人情報保護規程（以下「規程」という。）第9条に基づき、運用について必要な事項を定める。

(個人情報利用の可否の確認)

第2条 「規程」第3条第1項の会員からの同意は、個人情報（以下「情報」という。）の利用目的等の説明文を会報に記載し、情報の利用について意見を聞くこととする。

(情報の利用目的)

第3条 「規程」第3条第2項の事業及び情報の利用目的は、次のとおりとする。

- (1) 本部、支部、ゼミ・サークル等が主催する行事の案内
 - (2) 同窓会が発刊する機関誌(北友会会報、北友会ニュース、支部ニュース等)の送付
 - (3) 会費未納者に対する納入依頼文書の送付
 - (4) 同窓会の記念事業、大学・学生支援事業等で一時的に資金が必要となった際の募金協力依頼文書の送付
- 2 会員情報の正確化を図るため、各支部に所属会員のリストを年1回提供する。
- 3 その他、知人、友人、大学等からの会員の連絡先等の照会に対しては、当該会員の同意を得た場合に限り照会に応じることができる。

(情報の適正管理)

第4条 前条第1項の利用目的のために関係会員の情報の提供依頼をする際は、各組織の代表者または責任者は「情報提供申請書」(様式1)を事務局に提出しなければならない。

附 則

この細則は、北九州市立大学同窓会の「北九州市立大学同窓会個人情報保護規程の運用に関する細則」を承継し当法人設立の令和4年4月1日より施行する。